

中小企業政策審議会基本問題小委員会

制度設計ワーキンググループ（第1回）

議事要旨

日 時:令和2年6月30日(火)15:00~17:00

場 所:経済産業省 本館地下2階 講堂

出席者:沼上座長、阿部委員、大杉委員、小正委員、坂本委員、汐見委員、関戸委員、
曾我委員、滝澤委員、田坂委員、宮川委員、守田委員

オブザーバー:井上中小企業基盤整備機構理事、佐藤商工組合中央金庫執行役員、
竹本東京中小企業投資育成常務取締役、前田全国信用保証協会連合会常務理事、
渡邊日本政策金融金庫特別参与、川上公取委企業取引課長、神田農水省企画課長、
依田農水省経営政策課長、廣田国交省政策企画官(代理)

事務方:中小企業庁 奈須野事業環境部長、神崎事業環境部企画課長、
地域経済産業 G 前田地域企業高度化推進課長、塩手地域産業基盤整備課長

検討課題:中小企業への取引条件の「しわ寄せ」防止
多様な主体の中小企業政策上の位置づけ
中小企業政策の新たな KPI
中小企業支援の射程
スケールアップ等による成長を後押しする方策
地域コミュニティの持続性確保

議事概要:各委員、オブザーバーからの主なコメントは、以下の通り。

<中小企業への取引条件の「しわ寄せ」防止>

- 価格転嫁力の話に関連して、企業サイドも、より差別化された財やサービスの生産、提供に資源を配分し、産業の中でポジションを高めていく必要がある。政府はより成長性のある企業への支援を行っていくことが重要。
- 新型コロナウイルス感染症の影響をより強く受けていると思われるフリーランス等を包括的に支援していく考え方に異論はないが、中小企業政策とは分けて扱う部分もあるのではないかと。
- フリーランスについては定義が曖昧。まずは定義を整理し、サポートをした上で、フリーランスの人数も増えていけば、強い中小企業が増えていくと思う。

- フリーランスのような働き方が、取引弱者的な不利な立場に追い込まれないような社会システムについて考えていく必要がある。一方で、立法対応には時間がかかることから、立法までに効果が発揮できるような対策についても講じていく必要がある。
- 下請法の下では、製造業は比較的守られているが、サービス業や卸売業、小売業はしわ寄せからなかなか守られておらず、下請事業者を守る政策を考えていただきたい。
- 海外顧客との取引で、プロジェクトの遅延や支払いができないとなった場合に、日本側でも何かサポートがあればよい。
- 多角化企業の経営戦略として、本社の役割として全社的なコンプライアンスの管理が必要。また、取引関係がルーチン化している場合、値上げができないという問題に対して、この取引関係に何らかの介入を行うことも本社の役割であるとする。

<多様な主体の中小企業政策上の位置づけ>

- 政府として政策的資源が限られている中で、何をどこに配分すべきかは慎重に議論されるべき。例えば NPO 法人や社会福祉法人等は、法人税が非課税、都道府県民税、市区町村税が非課税などの優遇があるため、一般的な中小企業とそうした法人を一律に支援していく方向性ではないと考えている。

<中小企業政策の新たな KPI>

- 新たな KPI について、個社ではなく中小企業全体というのは非常に興味深い。個別の企業に関するデータを見ながら、その上で全体を把握していくことは望ましい方向性。
- TFP の目標を達成することは特段の資本蓄積がなくとも LP は達成できてしまうということになるので、仮にプラスアルファで資本蓄積があれば、その分さらに LP は伸びるということ。従って、どのような環境を前提と置きながらこの KPI を設定しているのか、意図を同時に考えておくことが重要。
- 従来 KPI に比べ、新たな KPI 設定の方が国の経済としてのパフォーマンスイメージがしやすいと感じる。一方で、それを KPI にしていくための実際の活動事業は、それに繋げるための設定の仕方が必要になってくる。
- 新たな KPI 設定で、労働生産性を今後 5 年で 5% 向上という点は、年率で 1% の成長が必要ということ。足元では 0.44% であるから、これを達成するためには極めて積極的な政策が必要。
- 日本のバブル期の開業率が低くとも経済成長を達成できたのは、既存企業の製品開発力にあったのではないかと考えており、既存企業の成長を推し進めていくことが大事。
- 大企業と中小企業間の生産性の格差の要因は 6 割が資本準備率の格差と言われているため、TFP を上げるためには、設備投資を含む効果的な投資促進が大変重要。

＜中小企業支援の射程＞

- 労働生産性をターゲットの指標に捉えていることは同意だが、目的が労働生産性の向上、効率の最適化ということになれば、伸び代を考慮してターゲット層を設定する観点も必要。
- 今後伸びていく企業を支援することについて異論はない。中小企業白書の他、企業年齢といったデータも一つの基準となり得る。
- 経営力の弱い中小企業をサポートするというのは資源の使い方としてはあまり適切ではない。成長力のある中小企業を後押しして、それが成長していくことによって得られる波及効果を経済全体として享受していくことがあるべき中小企業政策の姿。
- サプライチェーン型の中小企業で、非常に技術力のある会社が衰退していかないよう、それらの企業に対して視野を広げるような政策が必要になってくる。またグローバル型の中小企業には販路サポート、生活インフラ関連型では、変革型の商店街について国がある程度のサポートをつけることで、変革の加速化が可能ではないか。
- 中小企業の定義については、実体的にあまり意味のない資本金ではなく、従業員の数で定義していくことが望ましい。併せて、従業員の増加、成長が止まることがないように支援策を検討していく必要がある。
- ものづくり補助金は、これまで採択実績がある企業は減点をするという方法がとられているが、単純に減点するという措置ではなく、大きな成果を残した企業に対しては減点はしない、もしくは加点するというような、しっかりと取り組んでいる企業を支援する政策を検討していく視点も必要ではないか。

＜スケールアップ等により成長を後押しする方策＞

- 2001年の商法改正により、資本金や資本準備金等の数値の操作がやりやすくなり、企業にとっては柔軟なルールになったが、資本金の数字と企業の規模との関連性が相当失っているのではないか。
- 特にアメリカ企業が日本に小会社を設ける時に合同会社という形態を使うことが一般的となっており、これは資本金を企業規模に比べて非常に小さい水準に設定することが可能である点に注意が必要。
- 支援の天井を中小企業に限定するというのではなく、中堅までシームレスにして成長させていくことも重要な観点。
- 中小企業を外れると支援がなくなるため、ギリギリのところまで中小企業でありたいとの気持ちがある。中小企業卒業最大5年間支援を継続する仕組みなどがきちんと整えば、力が付く中小企業が増えていくのではないか。
- 企業の成長、発展のプロセスというのは必ずしも一直線に伸びていくということではなく、必ず踊り場を何度か経験しながら伸びていく。そういった点から、みなし中小企業への支援期間5年程度とされている点は、もう少し柔軟でもよいのではないか。

- みなし中小企業者特例の年限については、こういった種類の業種であれば成長に対してどのくらいのパターンが通常見込まれるのかという数字の整理を基に議論するべき。
- 規模拡大という意味では、救済型ではなく、積極的な M&A を促進していく必要がある。

<地域コミュニティの持続性確保>

- 地方創生やまちづくり、商業再生はその方向性を大きく軌道修正する必要がある。特に商店街の存続がさらに厳しい状況下にある都市も多数存在。
- 地方都市で地域コミュニティを推進していくためには、①地域コミュニティの主体者に、商店街組織を除外すること、②地域都市に現存するまちづくり会社と第三者法人を地域コミュニティの主体者とし、その上でまちづくり会社と商店街組織が連携すること、③まちづくりと地域コミュニティの双方を推進する人材育成を考えること、④連動する補助事業を新設することが重要。
- さらに、多様な人材がクロスできるように、地方都市のまちづくり会社が担う事業を多様化させることが重要で、持続性の高い事業展開が図れるように、基礎自治体も非常に大切。
- 地域の経済を支えるためには、地域の中で資金を回すような地域循環型経済を支援すること。また、農林漁業者と商工業者が連携して、地域外に打って出ていく支援が重要。地域経済にどの程度貢献していくかという視点で、地域コミュニティの持続性という新しい考え方を中小企業政策の中に取り入れていただきたい。
- 地方においては経営者の高齢化が進み、事業承継に意欲を持ってもらうような仕掛けや、M & A等の積極的な生き残り施策を政策の力を借りながら現場でしっかりやっていくことが大事。

<その他>

- 国と金融機関が一体となって、地域の活性化を通じた成長に繋げていけるような議論をこのワーキンググループではしていきたい。
- 新型コロナウイルス感染症により、中小企業は大きな被害。テレワークやリモート会議等の働き方改革も必要。アフターコロナに向けた対応が課題。
- 今回の新型コロナウイルス感染症により、小規模企業救済制度の加入審査における手続きのオンライン化の声がある。加入審査には業種と従業員数が基準となっているが、業種に関わらず人数だけで判断できるようになればオンライン化の可能性もある。

お問合せ先

事業環境部 企画課

電話：03-3501-1765

FAX：03-3501-7791